

1 週間単位の変形労働時間制に関する協定

株式会社〇〇観光ホテル（以下「会社」という）と〇〇観光ホテル従業員代表（以下「従業員代表」という）は、労働基準法第32条の5の規定に基づき、1週間単位の非定型的変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

記

第1条 1週間（金曜日から翌週木曜日まで1週間をいう。以下同じ）の所定勤務時間は40時間とする。

2 1日の所定勤務時間は10時間を超えないものとする。

第2条 各従業員の1週間における各日の所定勤務時間は、前条の勤務時間の範囲内で毎週木曜日に次の1週間分について、各従業員に対し書面で通知する。

2 休日は週1回とし、前項の書面により従業員ごとに指定する。

第3条 緊急やむを得ない場合には、前日までに書面で通知することにより、前条の所定勤務時間を変更し、または休日を振替えることがある。この場合においても、所定勤務時間は第1条の勤務時間を超えないものとする。

第4条 従業員は、第2条の各日の勤務時間の決定に当たって希望がある場合には、各週水曜日までに申し出るものとする。

2 会社は、前項の希望を考慮して第2条の勤務時間の通知を行うものとする。

第5条 従業員が、第2条または第3条の規定に基づき会社が通知した所定勤務時間を超え、または休日に勤務した場合には、賃金規則の定めるところにより、割増賃金を支払う。

平成 年 月 日

株式会社〇〇観光ホテル
代表取締役 ⑩
株式会社〇〇観光ホテル
従業員代表 ⑩